

議案第 2 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和63年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の212.5」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の237.5」とを加える。

第2条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の120」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の225」に改める。

(野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和63年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の212.5」と読み替えを「100分の212.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」とに改める。

第4条 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の120」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議員報酬条例及び改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前の野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

野田市特別職報酬等審議会の答申を受け、野田市議会の議員及び野田市常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

参考資料

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和63年野田市条例第1号) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「5月30日及び11月30日」と、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の212.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の237.5」と</u>、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「5月30日及び11月30日」と、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の212.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「5月30日及び11月30日」と、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の225」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「5月30日及び11月30日」と、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の212.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の237.5」と</u>、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例 (昭和63年野田市条例第2号) (第3条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 期末手当は、一般職の職員の例によ</p>	<p>(期末手当) 第5条 期末手当は、一般職の職員の例によ</p>

<p>り支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号)第 19 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 212.5</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 237.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>り支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号)第 19 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 212.5</u>」と読み替え、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>
--	---

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（第4条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当) 第 5 条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号)第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 225</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第 5 条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 32 号)第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 212.5</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 237.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額に 100 分の 120 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>